

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	児童館目的外使用の許可		
根拠法令及び条項	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項		
所 管 部 課 名	福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市児童館の設置及び管理に関する条例(昭和 40 年条例第 9 号)第 6 条第 1 項	
	基 準	<p>条例第 6 条第 1 項に定めるところによる。</p> <p>第 6 条第 1 項 市長は、別表に掲げる施設を、その用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表に掲げる施設・・・遊戯室、集会室、調理室 	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名)</p> <p>協議機関 日 (機関名)</p> <p>処分機関 7 日</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			